誓　約　書

私は、朝来市営住宅の入居許可の手続きを行うにあたり、私及び現に同居し、又は同居しようとする者が「暴力団員でないこと」を誓約するとともに、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、朝来市が警察に対して照会することに同意します。

また、入居後に、私及び同居者が暴力団員であることが判明し、住宅の明渡しを請求された場合には、住宅を返還することを併せて誓約します。

令和　　　年　　　月　　　日

朝来市長　藤　岡　　勇　様

申込者 住所

氏名

生年月日

現に同居し、又は同居しようとする者

住　所（現住所）	氏　名	生年月日

朝来市営住宅条例（抜粋）

（入居の資格）

第６条　普通市営住宅及び単独市営住宅（特別賃貸単独住宅を除く。）に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（５）　その者又は現に同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと

２　特別賃貸単独住宅に入居することができる者は、前項第１号、第２号、第４号及び５号の条件を具備する者でなければならない。

３　小規模改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる者で、小規模改良住宅に入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

（３）　その者又は同居親族が暴力団員でないこと。

５　特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

（５）　その者又は同居親族が暴力団員でないこと。

（住宅の明渡し請求）

第４９条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

（９）　暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

朝来市営改良住宅条例（抜粋）

（公募の例外）

第５条　市長は、次に掲げる理由に係る者を前条第１項の規定による公募を行わな

（３）　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと。

（入居者の資格）

第６条　改良住宅に入居することができる者は、前条各号の条件を具備する者でなければならない。

２　前項の規定により、改良住宅に入居させるべき世帯が入居しなくなった場合は、当該改良住宅が所在する地区内において、次に掲げる条件を具備する者を入居有資格者とする。

（５）　その者又は同居親族が暴力団員でないこと

（住宅の明渡し請求）

第２９条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該改良住宅の明渡しを請求することができる。

（８）　暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

朝来市営コミュニティ住宅条例（抜粋）

（入居の資格）

第７条　前２条の規定による入居者がいない場合、コミュニティ住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

（５）　その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと

（住宅の明渡し請求）

第３４条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該コミュニティ住宅の明渡しを請求することができる。

（８）　暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

朝来市営誘致企業従業員世帯向住宅条例（抜粋）

（入居者の資格）

第５条　企業向住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（４）　その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと。

（住宅の明渡し請求）

第２８条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該企業向住宅の明渡しを請求することができる。

（９）　暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。